

## 基本約款

### ■ 寄託サービス（再）

本約款は、株式会社 souco（以下「当社」といいます）の顧客（以下「倉庫利用者」といいます）が当社の提供する荷物の寄託に関するサービス（以下「本サービス」といいます）の利用により、倉庫利用者がその荷物（以下「本荷物」といいます）を当社に寄託し、当社が本荷物を倉庫事業者（以下「倉庫事業者」といいます）の倉庫に預け入れる際の当社と倉庫事業者間の再寄託契約（以下「本契約」といいます）に関する条件について定めるものです。倉庫事業者が本契約の受託の申込を行った時点で、倉庫事業者は本約款に異議なく同意したものとみなされます。

#### 第1条（本業務の内容）

1. 当社は、倉庫利用者より寄託を受けた本荷物について、次条以下の条件により業務（以下「本業務」といいます）を倉庫事業者に委託し、倉庫事業者はこれを受託します。
2. 当社が前項の寄託に伴い倉庫事業者に委託する本業務の範囲は、次のとおりとします。
  - (1) 本荷物の倉庫での入庫作業、保管、出庫作業
  - (2) その他前各号に付帯する業務
3. 倉庫事業者は、本業務にあたり、本荷物の保管管理について、入庫から出庫まで善良な管理者の注意をもって行い、事故の防止に万全を期すものとします。
4. 倉庫事業者は、本業務の全部又は一部を当社の事前の書面（電磁的方法を含みます。以下同じとします）による承諾なく、第三者に再委託してはならないものとします。本項に基づき倉庫事業者が第三者に再委託する場合には、倉庫事業者は、本契約で自己が負うのと同等の義務を当該第三者に課し、遵守させるものとし、当該第三者による本業務の履行について、当社に対して一切の責任を負うものとします。

#### 第2条（本約款及び個別契約）

1. 本約款に定める条件の他、本業務の内容、再寄託期間、料金等その他保管に関し必要な事項の詳細条件については、当社所定の「発注書」（名称は変更となる場合があります。以下「発注書」といいます）に当社所定の方法によって当社及び倉庫事業者が合意することで、当社と倉庫事業者の本業務にかかる個別の契約（以下「個別契約」といいます）が成立するものとします。なお、発注書は本約款の一部として取り扱うものとし、本約款と発注書の規定に矛盾または抵触が生じた場合は、発注書の規定が本約款に優先して適用されるものとします。
2. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本約款の変更の効力発効時期を定め、かつ、本約款を変更する旨、変更後の約款内容およびその効力発生時期を本サービスまたは当社が別途指定するウェブサイト等への掲載による公表その他適切な方法で周知することによって、本約款を変更することができるものとします。
  - (1) 変更の内容が倉庫事業者の利益に適合する場合

- (2) 変更の内容が本約款にかかる取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更にかかる事情等に照らし、合理的なものである場合
3. 前項による本約款の変更は、前項の効力発生時期から効力を生じるものとします。
  4. 本約款に別段の定めのない限り、本約款における各用語の定義は、当社が定める「souco システム利用規約」([https://www.souco.space/terms\\_of\\_souco\\_service/](https://www.souco.space/terms_of_souco_service/))における用語の定義に従うものとします。「souco サービス利用規約」は本約款の一部として構成し、本約款と本サービス利用約款の規定に矛盾又は抵触が生じた場合は、本約款が優先し適用されるものとします。
  5. 当社が発注書に記載された倉庫事業者の住所にあてて通知又は催告を行った場合は、当該通知又は催告は通常到達すべき時に到達したものとみなします。
  6. 当社は、業務上受け取った金銭に対しては利息を付しません。
  7. 既に当社との間に基本契約を締結済みで、その基本契約が有効である場合、本約款に優先して基本契約が適用されるものとします。

### 第3条 入出庫手続き

当社による本荷物の入庫及び出庫その他の作業の指示は、別途当社が指定する方法により行うものとします。但し、倉庫事業者は、倉庫利用者が当社を介すことなく、直接、倉庫事業者に対して通知、指図その他必要な意思表示を行う場合があることについて、予め承諾します。

### 第4条 寄託価額等の通知

当社は、本荷物の寄託にあたり、本荷物の寄託価額、保管又は荷役上特別の注意を必要とする場合はその旨、及び寄託に際し必要なその他の事項を、書面にて倉庫事業者に通知するものとします。

### 第5条 荷物の引渡し

1. 個別契約の成立後、当社は、倉庫利用者をして、倉庫事業者に対し、別途当社及び倉庫事業者が書面により合意した日時及び場所で本荷物を引き渡すものとします。なお、当社は、倉庫利用者をして、合意の日時の3日前までに、当社が指定する方法を通じて当社又は倉庫事業者に対し具体的な搬入スケジュールを通知させるものとします。
2. 倉庫事業者は、本荷物の引渡しを受けたときは、当社又は倉庫利用者に当社の指定する方法を通じて本荷物を入庫した旨を通知するものとします。
3. 当社は、倉庫事業者が前項の通知を怠ったことにより生じた損害について、一切の損害賠償責任を負わないものとします。

### 第6条 料金及び支払条件

1. 当社は、個別契約に定める料金を、個別契約に定める支払期日までに倉庫事業者に対して支払うものとします。
2. 倉庫事業者は、前項の料金が当社から直接、又は当社が指定する第三者を通じて倉庫事業者に支払われることについて、予め承諾するものとします。

## 第7条 期限の利益の喪失

前条の規定にかかわらず、倉庫事業者が次の各号に一つでも該当する場合、当然に期限の利益を喪失し、当社に対する残債務全額を直ちに支払わなければならないものとします。

- (1) 第15条第2項に基づき当社が個別契約を解除したとき
- (2) 本約款又は個別契約に違反し、当社が相当の期間を定めて是正の催告を倉庫事業者に行ったにもかかわらず、当該期間内に是正されなかったとき
- (3) 倉庫事業者が振出された手形、小切手が不渡りとなったとき（電子記録債権上の支払不能も含む）
- (4) 当社に対する債務の履行を一回でも怠ったとき
- (5) 差押、仮差押、仮処分、滞納処分を受けたとき
- (6) 破産、民事再生、会社更生の手続開始の申立、又は解散、私的整理がなされたとき
- (7) その他、上記各号に類する信用不安事由が倉庫事業者に生じたとき
- (8) その他、客観的かつ合理的な事由により個別契約の継続が困難と当社が判断したとき

## 第8条 責任の範囲及び通知義務

1. 本約款における倉庫事業者の責任は、本約款その他倉庫事業者と当社間の書面での合意を除いて、倉庫事業者が国土交通大臣に届け出た「倉庫寄託約款」の定めるところによるものとします。
2. 本荷物に関する倉庫事業者の管理責任は、当社又は当社の指定する運送人等により本荷物を事前に当社及び倉庫事業者が合意により定めた倉庫事業者の倉庫に搬入された時に始まり、当社又は当社の指定する運送人等に本荷物を引き渡した時に終了します。但し、本契約期間内に本荷物が当社又は当社の関係者の管理に移ったとき、又は天災地変等の不可抗力によるときは、以後、倉庫事業者は管理責任を負わないものとします。
3. 倉庫事業者は、本業務の履行中に本荷物に損害を生じ、あるいは生じる恐れがある場合には遅滞なく当社に通知し、以後の対応措置について別途当社及び倉庫事業者間で協議のうえ、定めるものとします。

## 第9条 損害賠償

1. 倉庫事業者は、本業務の履行に際して、倉庫事業者又は倉庫事業者の役職員、使用人の故意、又は過失により当社から受託した本荷物について滅失、毀損、変質等の損害を与えたときなどその他当社又は倉庫利用者に損害を与えたときには、当社又は倉庫利用者に対してその損害を賠償します。
2. 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合、倉庫事業者は損害賠償の責を免れるものとします。
  - (1) 虫害、風水害、地震、落雷等の天災地変による損害
  - (2) 本荷物自体の契約不適合に起因する損害
  - (3) 外装梱包のある本荷物については、本荷物自体には影響のない外装梱包の擦れ、へこみなどの軽微な破損
  - (4) 本荷物の性質による自然の消耗、発火、爆発、むれ、かび、腐敗、変色、さび、その他これに類する不具合
  - (5) 情報システムの不具合、通信回線の不具合・断絶及び社会、経済情勢の変化等の不可抗力による損害

- (6) 当社の指示又は承諾を得て実施した情報システム等の改修、仕様変更等に伴ってシステム等の運用を中止したことにより発生した損害
  - (7) その他、倉庫事業者の責に因らない損害、不可抗力による損害
  - (8) 法令若しくは公権力発動による、保管の差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し
  - (9) 当社の故意又は過失
3. 当社が、倉庫利用者から損害賠償請求を受けた場合には、当社は、当社が賠償請求を受けた損害について、倉庫事業者に対して請求することができるものとします。
  4. 当社は、本条第1項及び第3項により生じた本荷物の損害賠償額について、寄託価格に基づいて算定するものとします。

## 第10条 任意売却

1. 倉庫事業者は、本契約期間満了又は本契約が解除された場合であって、当社に期限を定めて本荷物の引取の催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取がなされなかつた場合、事前に当社に売却期日を通知したうえで、当社の費用負担で任意に本荷物を売却することができるものとします。
2. 倉庫事業者は、前項により任意売却した本荷物の売却代価から本業務の料金その他一切の料金、諸費用及び任意売却のために要した費用を控除した後、その残額を当社に支払います。

## 第11条 保険

倉庫事業者は、当社からの書面による別段の意思表示がない限り、本荷物に対する火災保険を、倉庫事業者の費用負担で付保するものとします。

## 第12条 秘密保持等

当社及び倉庫事業者は、本約款に基づく本業務によって知り得た相手方及び倉庫利用者の営業秘密に関する一切の事項あるいは相手方の内部事情その他の情報について、第三者に漏洩する等、相手方に不利益、損害等をもたらす行為又は相手方の信用を損なう行為を行ってはならないものとします。但し、次の各号のいずれかに該当するものを除きます。

- (1) 相手方から開示を受けた時点において既に公知となっているもの
- (2) 開示を受けた側の故意又は重過失によらず公知となったもの
- (3) 相手方の開示前に自ら知得し、又は正当な権利を有する第三者から正当な手段によって入手したもの
- (4) 官公庁等の公的機関からの命令、又は要請の対象になったもの

## 第13条 禁止事項

当社又は倉庫事業者は、本約款によって生ずる一切の権利、義務を、相手方の書面による承諾なくして第三者に譲渡してはならないものとします。

## 第14条 業務遂行

倉庫事業者は、本業務の遂行にあたっては、倉庫事業者の責任において、適法かつ適切にこれにあたるものとします。

## 第15条 契約解除

1. 当社及び倉庫事業者は、個別契約の成立後には、個別契約を取り消し又は解除すること（以下「解除等」といいます。）はできないものとします。
2. 前項の定めにかかわらず、当社及び倉庫事業者が書面で別途合意した場合又は相手方が次の各号に一つでも該当するときには、個別契約期間中であっても、何らの催告を要することなく個別契約の全部又は一部解除等ができるものとします。
  - (1) 第7条各号に一つでも該当するとき。又は、それに準ずる信用失墜の事実が認められるとき
  - (2) 官公庁の命令、又は行政措置により本業務を中止する必要があるとき
  - (3) 倉庫事業者の本業務遂行のために倉庫事業者若しくは当社が提供した施設又は倉庫事業者の使用する施設が滅失、損壊等により使用できなくなったとき。但し、当社又は倉庫事業者が代替施設を提供できるときにはその限りではありません。
  - (4) 災害等により、本約款の履行を困難にする事項が生じたとき
3. 当社及び倉庫利用者間の元寄託契約が解除等された場合には、個別契約も当然に終了するものとし、以後の対応措置については当社と倉庫事業者で協議のうえ、書面による合意にて定めるものとします。
4. 当社は、営業を廃止し、又は休止をしようとする場合は契約を解除することができます。この場合、その営業の廃止又は休止が合理的な事由によるものであるときは、これによる損害について賠償の責任を負いません。

## 第16条 契約条件の変更

個別契約の有効期間中、発注書に定める料金、保管期間等、発注書に定める詳細条件について一切変更できないものとします。但し、やむを得ない事情がある場合であり、かつ、変更適用日の1か月前に当社又は倉庫事業者が相手方に申し出て、当社及び倉庫事業者で協議・合意のうえ、相手方の承諾を得た場合にはこの限りでないものとし、変更後の条件については、当社と倉庫事業者において書面による合意にて定めるものとします。

## 第17条 反社会的勢力の排除

1. 当社及び倉庫事業者は、それぞれ相手方に対して、次の各号のいずれにも該当しないことを表明・保証し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約します。
  - (1) 暴力団、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下、総称して「反社会的勢力」といいます）に属すること
  - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与すること
  - (3) 反社会的勢力を利用すること
  - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をすること
  - (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
  - (6) 自ら又は第三者を利用して相手方又は相手方の関係者に対して詐術、暴力的行為、脅迫的行為を行うこと、あるいは、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害すること
  - (7) 代表者、役員、実質的に経営権を有する者、責任者等が、前各号のいずれかに該当すること

2. 当社及び倉庫事業者は、相手方が前項各号のいずれかに該当したときは、何らの催告を要せず直ちに個別契約の全部又は一部を解除することができるものとします。
3. 当社及び倉庫事業者は、前項の規定により個別契約を解除した場合には、相手方に損害が生じても何らこれを賠償する義務を負わないものとし、契約解除を行った当事者に損害が生じたときは、相手方はその損害を賠償するものとします。

#### 第18条 準拠法及び管轄裁判所

本約款の準拠法は日本法とし、本約款に関する紛争については東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2025年11月4日制定

## ■賃貸借サービス（賃貸借）

本約款は、株式会社 souco（以下「当社」といいます）が倉庫提供者（以下「倉庫提供者」といいます）から賃借する倉庫（以下「本倉庫」といいます）について、当社と倉庫利用者（以下「倉庫利用者」といいます）との間でマッチングが成立し、倉庫利用者に本倉庫の全部又は一部を転貸借するために、当社と倉庫提供者間の本倉庫に関する賃貸借契約（以下「本契約」といいます）の利用条件について定めるものです。倉庫提供者が本契約に基づき賃貸することを承諾した時点で、倉庫提供者は本約款に異議なく同意したものとみなされます。

### 第1条 賃貸借の詳細条件

1. 本約款に定める条件の他、本倉庫の賃貸借期間、賃料、清掃費等及びそれらの支払時期、倉庫利用者が借り受ける区画等の詳細条件は、当社のウェブサイト上で取り交わした条件をもとに当社が作成する「発注書」（名称は変更となる場合があります。以下「発注書」といいます）に対して、当社所定の方法によって当社及び倉庫提供者が合意することをもって、当社と倉庫提供者の本約款にかかる個別の契約（以下「個別契約」といいます）が成立するものとします。発注書は本約款の一部として取り扱うものとし、本約款と発注書の定めに矛盾がある場合、発注書の定めが優先して適用されるものとします。
2. 本契約に基づく本倉庫の賃貸借は、借地借家法第40条に基づき、一時使用のための建物賃貸借契約であり、借地借家法第3章の規定は適用されません。また、個別契約である発注書に定める本倉庫の賃貸借は、発注書に定められた期間の満了により終了し、更新がありません。
3. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本約款の変更の効力発効時期を定め、かつ、本約款を変更する旨、変更後の約款内容およびその効力発生時期を当社が別途指定するウェブサイト等への掲載による公表その他適切な方法で周知することによって、本約款を変更することができるものとします。
  - (1) 変更の内容が倉庫提供者の利益に適合する場合
  - (2) 変更の内容が本約款にかかる取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他 の変更にかかる事情等に照らし、合理的なものである場合
4. 前項による本約款の変更は、前項の効力発生時期から効力を生じるものとします。
5. 本約款に別段の定めのない限り、本約款における各用語の定義は、当社が定める「souco システム利用規約」（[https://www.souco.space/terms\\_of\\_souco\\_service/](https://www.souco.space/terms_of_souco_service/)）における用語の定義に従うものとします。「souco サービス利用約款」は本約款の一部として構成し、本約款と本サービス利用約款の規定に矛盾又は抵触が生じた場合は、本約款が優先し適用されるものとします。
6. 倉庫提供者は、当社が本約款に基づき本倉庫を倉庫提供者から賃借した上で、倉庫利用者との間で転貸借契約を締結し、本倉庫を転貸することに同意します。
7. 当社が発注書に記載された倉庫提供者の住所にあてて通知又は催告を行った場合は、当該通知又は催告は通常到達すべき時に到達したものとみなします。
8. 当社は、業務上受け取った金銭に対しては利息を付しません。
9. 既に当社との間に基本契約を締結済みで、その基本契約が有効である場合、本約款に優先して基本契約が適用されるものとします。

## 第2条 賃料

1. 本倉庫の賃料は、個別契約記載の通りとします。当社は、個別契約記載の期日までに消費税とともに倉庫提供者の指定する銀行口座へ振込送金の方法により支払うものとします。振込にかかる手数料は当社が負担します。
2. 賃貸借契約期間中、倉庫提供者は、賃料の改定は行わないものとします。

## 第3条 清掃費

1. 当社は倉庫提供者に対して、本倉庫にかかる清掃費につき、個別契約記載の清掃費見込額を、個別契約記載の期日までに支払うものとします。なお、振込にかかる手数料は当社が負担するものとします。
2. 倉庫提供者は、本倉庫にかかる清掃費実額が確定した段階で、清掃費見込額を上回る清掃費実額との差額について、別途、当社との間で精算するものとします。なお、清掃費見込額より清掃費実額が下回る場合、その差額についての返金は行わないものとします。
3. 倉庫提供者は、当社より請求額の根拠となる証憑の提出を求められた場合は、それに応じなければならぬるものとし、当社は当該証憑を確認できるまでの間、当該請求額の支払いを保留することができるものとします。

## 第4条 水道光熱費

1. 当社は倉庫提供者に対して、本倉庫にかかる水道光熱費につき、個別契約記載の水道光熱費見込額を、個別契約記載の期日までに支払うものとします。なお、振込にかかる手数料は当社が負担するものとします。
2. 倉庫提供者は、本倉庫にかかる水道光熱費実額が確定した段階で、水道光熱費見込額を上回る水道光熱費実額との差額について、別途、当社との間で精算するものとします。なお、水道光熱費見込額より水道光熱費実額が下回る場合、その差額についての返金は行わないものとします。
3. 倉庫提供者は、当社より請求額の根拠となる証憑の提出を求められた場合は、それに応じなければならぬものとし、当社は当該証憑を確認できるまでの間、当該請求額の支払いを保留することができるものとします。

## 第5条 禁止事項

当社は、本倉庫の利用にあたり、以下の各号のいずれかに該当する行為をしてはならないものとします。

- (1) 倉庫利用者に対する転貸用途以外の目的で使用する行為
- (2) 本約款に基づく賃借権を第三者に譲渡し、又は、本倉庫を第三者に転貸し、もしくは、使用させる行為
- (3) 本倉庫の増築・改築・移転・もしくは模様替え、又は、倉庫提供者の事前の承諾なく、本倉庫の敷地内における工作物の設置を行う行為
- (4) 本倉庫を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供する行為
- (5) 鉄砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管する行為
- (6) 前号のほか、倉庫提供者が指定する高価品又は危険物を持ち込む行為
- (7) 危険な行為・騒音・悪臭の発生その他近隣の迷惑になる行為

- (8) 本倉庫を損傷する態様における水の使用
- (9) その他、倉庫提供者が不適切と判断する行為

## 第6条 管理責任

1. 当社は、本倉庫及び共用部分の使用については、善良なる管理者の注意をもって使用、管理し、防火、防犯及び環境の浄化・維持に努めるものとします。
2. 当社は、倉庫提供者が本倉庫の管理使用について規定する館内使用細則及び注意事項を遵守し、かつ、倉庫利用者にもこれらを通知し、遵守させるよう努めるものとします。
3. 当社による本倉庫に保管する荷物の管理及び荷物に生じた損害に対して倉庫提供者は一切の責任を負わないものとします。ただし、倉庫提供者の責めに帰すべき事由により生じた損害についてはこの限りではありません。

## 第9条 立ち入り

倉庫提供者は、本倉庫におけるテナント誘致活動を継続的に行うことを目的に、当社への事前通知により、賃貸借期間中であっても本倉庫のテナント候補である第三者と共にいつでも本倉庫に立ち入ることができるものとします。

## 第10条 明け渡し及び原状回復義務

1. 賃貸借期間満了、又は契約解除により本倉庫の賃貸借が終了する際、当社は、個別契約に定める賃貸借期間終了日までに、倉庫利用者を退去させ、破損・汚損箇所がある場合はその修繕を行い、かつ当社の所有物件の収去及び当社が本倉庫内に設置した造作、間仕切りその他の設置物の撤去を行い、本倉庫を賃貸借期間開始当初の原状に回復した上で倉庫提供者に明け渡すものとします。
2. 当社は、本条の規定に違反することにより倉庫提供者に損害が生じた場合には、第11条に基づき倉庫提供者に賠償するものとします。ただし、倉庫提供者の責めに帰すべき事由により生じた損害についてはこの限りではありません。
3. 当社は、本倉庫の明渡しに際し、事由の如何にかかわらず、当社が本倉庫に関連して支出した費用の償還請求、当社が支出して本倉庫に設置した造作設備等の買取り請求及び立退料等の請求を行わないものとします。

## 第11条 賠償責任及び免責

1. 当社は、本契約に関して、当社の故意又は重大な過失により倉庫提供者に損害を与えたことを倉庫提供者が証明したときには、倉庫提供者に対して、当社が倉庫提供者に支払った賃料6か月分を上限として、その直接かつ通常の損害を賠償するものとします。但し、震災・風水害、その他当社の責めに帰することのできない事由により倉庫提供者に生じた損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。
2. 倉庫提供者は、本サービス利用規約又は本契約に違反することにより、又は本契約に関連して当社に損害を与えた場合、当社に対しその損害を賠償しなければならないものとします。但し、以下の事由により当社に生じた損害について、倉庫提供者は一切の責任を負わず、また、賃料の減額も行わないものとします。

- (1) 震災・風水害、その他倉庫提供者の責めに帰することのできない事由による本倉庫の不使用
  - (2) 社会通念上合理的な防犯措置を講じていたにもかかわらず発生した盗難
  - (3) 倉庫提供者の責めに帰すべき事由によらない設備の故障
  - (4) 倉庫提供者が行う修理、変更等の実施に伴う本倉庫の使用停止
3. 倉庫提供者が、本契約に関連して、倉庫利用者その他の第三者からクレームを受け又はそれらの者との間で紛争を生じた場合には、直ちにその内容を当社に通知するとともに、倉庫提供者の費用負担と責任において当該クレーム又は紛争を処理し、当社からの要請に基づき、その経過及び結果を当社に報告するものとします。

## 第12条 契約の解除

- 1. 倉庫提供者及び当社が次の1つに該当する場合、相手方は本契約を何らの催告をすることなく、直ちに解除することができるものとする。
  - (1) 本契約又は本サービス利用規約に違反したとき
  - (2) 支払の停止又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申し立てがあったとき
  - (3) 当事者が振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなったとき手形交換所の取引停止処分をうけたとき
  - (4) 仮差押え若しくは仮処分の命令を受け、その効が15日以上継続した場合又は差押え若しくは競売の申立てを受けたとき
  - (5) 公租公課の滞納処分を受けたとき
  - (6) 解散の決議（合併の場合を除く）をしたとき、清算開始となったとき、又は事業の全部（実質的に全部の場合を含む）を第三者に譲渡したとき
  - (7) 本契約及び本サービスの実施に必要となる許認可等を失ったとき
  - (8) 資産、信用状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき
  - (9) その他相手方との信頼関係が破壊されたとき
- 2. 第10条の場合並びに前項及び第4項に基づき契約解除がされた場合、当社は本倉庫を直ちに明け渡さなければならないものとします。ただし、倉庫利用者の事情により直ちに本倉庫の明け渡しができない場合には、当社は倉庫提供者に速やかに通知し、倉庫提供者と協議の上、本倉庫の明け渡し期日を決定するものとします。
- 3. 当社及び倉庫提供者は、賃貸借契約期間中、本契約を中途解約することはできないものとします。
- 4. 当社は、営業を廃止し、又は休止をしようとする場合は契約を解除することができます。この場合、その営業の廃止又は休止が合理的な事由によるものであるときは、これによる損害について賠償の責任を負いません。

## 第14条 秘密保持等

倉庫提供者及び当社は、本契約によって知り得た相手方及び倉庫利用者の営業秘密に関する一切の事項あるいは相手方の内部事情その他の情報について、第三者に漏洩する等、相手方に不利益、損害等をもたらす行

為又は相手方の信用を損なう行為を行ってはならないものとします。但し、次の各号のいずれかに該当するものを除くものとします。

- (1) 相手方が開示を受けた時点において既に公知となっているもの
- (2) 開示を受けた側の責めによらず公知となったもの
- (3) 相手方が開示前に自ら知得し、又は正当な権利を有する第三者から正当な手段によって入手したもの
- (4) 官公庁等の公的機関からの命令、又は要請等の対象になったもの

#### 第 15 条 準拠法及び管轄裁判所

本約款の準拠法は日本法とし、本約款に関する紛争については東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2025 年 11 月 4 日制定

## ■運送業務委託（再）

本約款は、株式会社 souco（以下「当社」といいます）が運営するサービスを通じて当社の顧客（以下「倉庫利用者」といいます）が当社に対して運送業務を委託した荷物（以下「本荷物」といいます）につき、当社が運送事業者（以下「運送事業者」といいます）に再委託し、運送事業者がこれを受託する本荷物の運送にかかる業務に関する基本条件について定めるものです。運送事業者が本業務（第1条で定めます）の受託の申込を行った時点で、運送事業者は本約款に異議なく同意したものとみなされます。

### 第1条 委託する業務の内容

1. 本約款に基づき当社が運送事業者に委託する業務（以下「本業務」といいます）の範囲は次のとおりとします。
  - (1) 本荷物の輸送・配送に関する業務（本荷物の返品又は回収を含む）
  - (2) その他前号に付帯する業務
2. 前各号の本業務の具体的な内容・条件等については第2条第1項に定める発注書において定めるものとします。
3. 運送事業者は、本荷物の運送管理について、本荷物の引受けから引渡しまで善良な管理者の注意をもってを行い、事故の防止に万全を期すものとするものとします。
4. 運送事業者は、事前の当社の書面による承諾を得ることなく第三者に本業務の全部または一部を再委託してはならないものとします。運送事業者は、事前の当社の書面による承諾を得て再委託を行う場合、本契約で自己が負うのと同等の義務を再委託先に課し、遵守させるものとし、当該再委託先による本業務の履行について、当社に対して一切の責任を負うものとします。

### 第2条 本約款及び個別契約

1. 本約款に定める条件の他、当社が運送事業者に委託する業務の内容、本荷物の種類、業務実施期間、料金等の詳細条件については、当社所定の「発注書」（名称は変更となる場合があります。以下「発注書」といいます）に当社所定の方法によって当社及び運送事業者が合意することをもって、当社と運送事業者の本業務にかかる個別の契約（以下「個別契約」といいます）が成立するものとします。なお、発注書は本約款の一部として取り扱うものとし、本約款と発注書の規定に矛盾または抵触が生じた場合は、発注書の規定が本約款に優先して適用されるものとします。
2. 本約款と個別契約の定めに矛盾がある場合、個別契約の定めが優先して適用されるものとします。
3. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本約款の変更の効力発効時期を定め、かつ、本約款を変更する旨、変更後の約款内容およびその効力発生時期を当社が別途指定するウェブサイト等への掲載による公表その他適切な方法で周知することによって、本約款を変更することができるものとします。
  - (3) 変更の内容が運送事業者の利益に適合する場合
  - (4) 変更の内容が本約款にかかる取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更にかかる事情等に照らし、合理的なものである場合
4. 前項による本約款の変更は、前項の効力発生時期から効力を生じるものとします。

5. 本約款に別段の定めのない限り、本約款における各用語の定義は、当社が定める「souco システム利用規約」([https://www.souco.space/terms\\_of\\_souco\\_service/](https://www.souco.space/terms_of_souco_service/))における用語の定義に従うものとします。 「souco サービス利用規約」は本約款の一部として構成し、本約款と本サービス利用規約の規定に矛盾又は抵触が生じた場合は、本約款が優先し適用されるものとします。
6. 当社が発注書に記載された運送事業者の住所にあてて通知又は催告を行った場合は、当該通知又は催告は通常到達すべき時に到達したものとみなします。
7. 当社は、業務上受け取った金銭に対しては利息を付しません。
8. 既に当社との間に基本契約を締結済みで、その基本契約が有効である場合、本約款に優先して基本契約が適用されるものとします。

### 第3条 荷物の引渡し

1. 当社は、倉庫利用者をして、運送事業者に対し、別途合意の日時に合意の場所で本荷物を引き渡すものとします。なお、当社は当社と運送事業者の間であらかじめ合意して定める期日までに、別途当社が指定する方法により運送事業者に対し具体的な運送および搬入スケジュールを通知するものとします。
2. 運送事業者は、本荷物の引渡しを受けたときは、当社に速やかに通知し、当社は当該通知を受け、倉庫利用者にその旨を通知するものとします。
3. 当社は、運送事業者が前項の通知を怠ったことにより生じた損害について、一切の損害賠償責任を負わないものとします。

### 第4条 料金及び支払条件

1. 本業務の料金及び支払条件は発注書に定めるとおりとします。当社は、経済事情の変化、その他の理由により契約料金が不適当となった場合は、協議の上変更する事ができるものとします。
2. 当社は、発注書に定める支払期日までに、運送事業者に本業務の料金を支払うものとします。

### 第5条 責任の範囲及び通知義務

1. 本約款における運送事業者の責任は、本約款その他当社と運送事業者との間で書面による別段の合意がある場合を除いて、運送事業者が国土交通大臣に届け出た「標準貨物自動車利用運送約款」の定めるところによるものとします。
2. 本荷物に関する運送事業者の管理責任は、当社または当社が指定する第三者から本荷物の引渡しを受けた時に始まり、当社または当社が指定する第三者に本荷物を引き渡した時に終了するものとします。但し、個別契約の期間内に本荷物が当社若しくは当社の関係者の管理に移ったとき、又は天災地変等の不可抗力によるときは、以後、運送事業者は管理責任を負わないものとします。
3. 運送事業者は、本業務の履行中に遅延または本荷物に損害を生じ、あるいは生じる恐れがある場合には遅滞なく当社に通知するものとします。この場合、当社は、運送事業者に対して対応措置の指示を与える、運送事業者はこれに従うものとします。

### 第6条 損害賠償

1. 運送事業者は、本業務の履行に際して、運送事業者又は運送事業者の使用人もしくは再委託先の故意、

- 又は過失により本荷物について滅失、毀損、変質等の損害を与えたときその他当社又は倉庫利用者に損害を与えたときは、当社または倉庫利用者に対してその損害を賠償するものとします。
2. 当社が、運送事業者の責めに帰すべき事由により倉庫利用者から損害賠償請求を受けた場合には、当社は、自らが賠償請求を受けた損害につき、運送事業者に対して請求することができるものとします。
  3. 前二項の規定にかかわらず、次のいずれかの事由により生じた損害については、運送事業者は損害賠償の責任を負わないものとします。
    - (1) 虫害、風水害、地震、落雷等の天災地変による損害
    - (2) 自然の消耗
    - (3) 本荷物自体の契約不適合に起因する損害
    - (4) 外装梱包のある本荷物については、外装梱包の軽微な擦れ、へこみなどの破損
    - (5) 情報システムの不具合、通信回線の不具合・断絶および社会、経済情勢の変化等の不可抗力による損害
    - (6) 当社の指示または承諾を得て実施した情報システム等の改修、仕様変更等に伴ってシステム等の運用を中止したことにより発生した損害
    - (7) その他、運送事業者の責めに因らない一切の損害
    - (8) 当社の故意又は過失

## 第7条 保険

運送事業者は、当社からの書面による別段の意思表示がない限り、運送事業者の費用負担で、本荷物につき運送者貨物賠償保険を付保するものとします。

## 第8条 秘密保持等

当社及び運送事業者は、本業務によって知り得た相手方及び倉庫利用者の営業秘密に関する一切の事項あるいは相手方の内部事情その他の情報について、第三者に漏洩する等、相手方に不利益、損害等をもたらす行為又は相手方の信用を損なう行為を行ってはならないものとします。但し、次の各号のいずれかに該当するものを除くものとします。

- (1) 相手方が開示を受けた時点において既に公知となっているもの
- (2) 開示を受けた側の責めによらず公知となったもの
- (3) 相手方が開示前に自ら知得し、又は正当な権利を有する第三者から正当な手段によって入手したもの
- (4) 官公庁等の公的機関からの命令、又は要請等の対象になったもの

## 第9条 禁止事項

運送事業者は、本約款によって生ずる一切の権利、義務を、当社の書面による承諾なくして第三者に譲渡してはならないものとします。

## 第10条 契約解除

1. 当社及び運送事業者は、当社が本業務の受託の申込を承諾した後には、承諾を取り消し又は本約款に基づく契約若しくは個別契約を解除すること（以下「解除等」といいます）はできないものとします。

2. 前項の定めにかかわらず、当社及び運送事業者が合意した場合には、ならびに相手方が次の各号に一つでも該当するときには、本約款期間中であっても、何らの催告を要することなく本約款に基づく契約又は個別契約の全部又は一部の解除等ができるものとします。
  - (1) 官公庁の命令又は行政措置により物流業務を中止する必要があるとき
  - (2) 運送事業者の本業務遂行のために運送事業者が提供した施設が滅失、損壊等により使用できなくなったとき。但し、当社又は運送事業者が代替施設を提供できるときにはその限りではありません
  - (3) 災害等により、本約款の履行を困難にする事項が生じたとき
  - (4) 振り出した手形、小切手が不渡りとなったとき
  - (5) 差押、仮差押、滞納処分を受けたとき、及び破産手続き、民事再生手続き、会社更生手続きの申立てをなしたとき、又は各手続開始決定がなされたとき
3. 当社と倉庫利用者間の本荷物に関する元運送業務委託契約が解除等された場合には、本約款に基づく契約及び個別契約も当然に終了するものとします。
4. 当社は、営業を廃止し、又は休止をしようとする場合は契約を解除することができます。この場合、その営業の廃止又は休止が合理的な事由によるものであるときは、これによる損害について賠償の責任を負いません。

## 第11条 契約条件の変更

本約款の有効期間中、本約款及び個別契約の条件は変更できないものとします。但し、やむを得ない事情がある場合であり、変更の1か月前に申し出て当社と運送事業者との間で協議の上、合意した場合にはこの限りでないものとします。

## 第12条 反社会的勢力の排除

1. 当社及び運送事業者は、それぞれ相手方に対して、次の各号のいずれにも該当しないことを表明・保証し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約します。
  - (1) 暴力団、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下、総称して「反社会的勢力」といいます）に属すること
  - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与すること
  - (3) 反社会的勢力を利用すること
  - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をすること
  - (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
  - (6) 自ら又は第三者を利用して相手方又は相手方の関係者に対して詐術、暴力的行為、脅迫的行為を行うこと、あるいは、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害すること
  - (7) 代表者、役員、実質的に経営権を有する者、責任者等が、前各号のいずれかに該当すること
2. 当社及び運送事業者は、相手方が前項各号のいずれかに該当したときは、何らの催告を要せず直ちに個別契約の全部又は一部を解除することができるものとします。
3. 当社及び運送事業者は、前項の規定により個別契約を解除した場合には、相手方に損害が生じても何らこれを賠償ないし補償することは要しないが、契約解除を行った当事者に損害が生じたときは、相手方はその損害を賠償するものとします。

### 第13条 準拠法及び合意管轄

本約款及び個別契約に関する紛争が生じた場合、日本法に基づき、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

### 第14条 規定外事項

本約款に定めのない事項又は本約款の解釈に疑義を生じたときは、当社と運送事業者は協議のうえ、信義誠実の原則に基づいてこれを決定するものとします。

2025年11月4日制定

## ■業務委託サービス（再）

本約款は、株式会社 souco（以下「当社」といいます）が運営するサービスを通じて当社の顧客（以下「倉庫利用者」といいます）が当社に対して委託する物流サービス及びそれに付帯するサービスにつき、当社が事業者（以下「事業者」といいます）に対して再委託し、事業者がこれを受託する業務の基本条件について定めるものです。事業者が本業務（第1条で定めます）の受託の申込を行った時点で、事業者は本約款に異議なく同意したものとみなされます。

### 第1条 委託する業務の内容

1. 本約款に基づき当社が事業者に委託する業務（以下「本業務」といいます）の範囲は次のとおりとします。
  - (1) 倉庫利用者の貨物等の入庫・格納・出庫作業
  - (2) その他前号に付帯する業務
2. 前各号の本業務の具体的な内容・条件等については第2条第1項に定める発注書において定めるものとします。
3. 事業者は、当社より委託を受けた業務を善良な管理者の注意をもって行い、事故の防止に万全を期すものとするものとします。事業者は、事故その他の理由で、当社の指示通りの作業を履行しがたい状況が生じた場合は、遅滞なく当社にその旨を通知し、当社の指示を受けるものとします。
4. 事業者は、事前の当社の書面による承諾を得ることなく第三者に本業務の全部または一部を再委託してはならないものとします。事業者は、事前の当社の書面による承諾を得て再委託を行う場合、本契約で自己が負うのと同等の義務を再委託先に課し、遵守させるものとし、当該再委託先による本業務の履行について、当社に対して一切の責任を負うものとします。

### 第2条 本約款及び個別契約

1. 本約款に定める条件の他、当社が事業者に委託する業務の内容、貨物の種類、契約期間、料金等の詳細条件については、当社所定の「発注書」（名称は変更となる場合があります。以下「発注書」といいます）に当社所定の方法によって当社及び事業者が合意することをもって、当社と事業者の本業務にかかる個別の契約（以下「個別契約」といいます）が成立するものとします。なお、発注書は本約款の一部として取り扱うものとし、本約款と発注書の規定に矛盾または抵触が生じた場合は、発注書の規定が本約款に優先して適用されるものとします。
2. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本約款の変更の効力発効時期を定め、かつ、本約款を変更する旨、変更後の約款内容およびその効力発生時期を当社が別途指定するウェブサイト等への掲載による公表その他適切な方法で周知することによって、本約款を変更することができるものとします。
  - (1) 変更の内容が事業者の利益に適合する場合
  - (2) 変更の内容が本約款にかかる取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更にかかる事情等に照らし、合理的なものである場合
3. 前項による本約款の変更は、前項の効力発生時期から効力を生じるものとします。

4. 本約款に別段の定めのない限り、本約款における各用語の定義は、当社が定める「souco システム利用規約」（[https://www.souco.space/terms\\_of\\_souco\\_service/](https://www.souco.space/terms_of_souco_service/)）における用語の定義に従うものとします。「souco サービス利用規約」は本約款の一部として構成し、本約款と本サービス利用規約の規定に矛盾又は抵触が生じた場合は、本約款が優先し適用されるものとします。
5. 当社が発注書に記載された事業者の住所にあてて通知又は催告を行った場合は、当該通知又は催告は通常到達すべき時に到達したものとみなします。
6. 当社は、業務上受け取った金銭に対しては利息を付しません。
7. 既に当社との間に基本契約を締結済みで、その基本契約が有効である場合、本約款に優先して基本契約が適用されるものとします。

### 第3条 料金及び支払条件

1. 本業務の料金及び支払条件は発注書に定めるとおりとします。当社は、経済事情の変化、その他の理由により契約料金が不適当となった場合は、協議の上変更する事ができるものとします。
2. 当社は、発注書に定める料金を、発注書に定める支払期日までに事業者に対して支払うものとします。

### 第4条 損害賠償

1. 事業者は、本業務の履行に際して、事業者又は事業者の使用人もしくは再委託先の故意、又は過失により当社又は倉庫利用者に損害を与えたときは、当社または倉庫利用者に対してその損害を賠償するものとします。
2. 当社が、事業者の責めに帰すべき事由により倉庫利用者から損害賠償請求を受けた場合には、当社は、自らが賠償請求を受けた損害につき、事業者に対して請求することができるものとします。
3. 前二項の規定にかかわらず、次のいずれかの事由により生じた損害については、事業者は損害賠償の責任を負わないものとします。
  - (1)虫害、風水害、地震、落雷等の天災地変による損害
  - (2)自然の消耗
  - (3)倉庫利用者の貨物自身の契約不適合に起因する損害
  - (4)外装梱包のある本荷物については、外装梱包の軽微な擦れ、へこみなどの破損
  - (5)情報システムの不具合、通信回線の不具合・断絶および社会、経済情勢の変化等の不可抗力による損害
  - (6)当社の指示または承諾を得て実施した情報システム等の改修、仕様変更等に伴ってシステム等の運用を中止したことにより発生した損害
  - (7)その他、事業者の責めに因らない一切の損害
  - (8)当社の故意又は過失

### 第5条 機器、備品及び消耗品の費用負担

本業務で使用する機器、備品、フォークリフト、パレット（以下「機器等」という）および消耗品等は、機器等の保守点検・修理を含め費用負担について当社及び事業者にて協議、決定するものとします。当社がその

費用負担をする場合に、事業者の故意又は不注意により施設又は機器等の破損が生じた場合は、当社はその費用を事業者に請求することができるものとします。

## 第6条 保険

当社が設置又は保有する建物、機器等、製品等に対する火災保険は当社が付保するものとします。但し、事業者が建物内に持ち込む機器、資産については事業者が付保するものとします。

## 第7条 秘密保持等

当社及び事業者は、本業務によって知り得た相手方及び倉庫利用者の営業秘密に関する一切の事項あるいは相手方の内部事情その他の情報について、第三者に漏洩する等、相手方に不利益、損害等をもたらす行為又は相手方の信用を損なう行為を行ってはならないものとします。但し、次の各号のいずれかに該当するものを除くものとします。

- (1) 相手方が開示を受けた時点において既に公知となっているもの
- (2) 開示を受けた側の責めによらず公知となったもの
- (3) 相手方が開示前に自ら知得し、又は正当な権利を有する第三者から正当な手段によって入手したもの
- (4) 官公庁等の公的機関からの命令、又は要請等の対象になったもの

## 第8条 遵守事項

1. 事業者は、当社又は当社の指定する事業場内で作業を行う場合は、その事業場内規律、危険防止その他の規律および指定事項を遵守するものとします。
2. 事業者は、前条事業場の設備、物品等に損害を与えた場合は、直ちにその損害を賠償するものとします。
3. 事業者は、本約款によって生ずる一切の権利、義務を、当社の書面による承諾なくして第三者に譲渡してはならないものとします。

## 第9条 契約期間

本約款の契約期間は、個別契約ごとに定めるところによるものとします。

## 第10条 契約解除

1. 当社及び事業者が合意した場合には、ならびに相手方が次の各号に一つでも該当する場合には、本約款期間中であっても、何らの催告を要することなく個別契約の全部又は一部の解除等ができるものとします。
  - (1) 本約款に違反し、一定の期間を設けて是正の催告を行ったにもかかわらず、相手方が当該期間経過後も是正しなかったとき。
  - (2) 正当な理由なく期間内に契約を履行する見込みがないと認められるとき。
  - (3) 相手方に重大な損害または危害を及ぼしたとき。
  - (4) 監督官庁から営業許可等の取消、停止等の処分を受けたとき。
  - (5) 自己の財産について、仮差押、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売等の申立、もしくは破産、会社更生、民事再生、その他法的整理手続の申立があったとき、もしくは清算に入ったとき、支払停止、支払不能等の事由が生じたとき。

- (6)解散の決議をしたとき。
  - (7)災害その他やむを得ない事由により契約の履行が困難と認められるとき。
  - (8)財産状態が著しく悪化し、又はその恐れがあると認められる事由があるとき。
- 2.当社と倉庫利用者の間の業務委託契約が解除等された場合には、本約款及び個別契約も当然に終了するものとします。
- 3.当社は、営業を廃止し、又は休止をしようとする場合は契約を解除することができます。この場合、その営業の廃止又は休止が合理的な事由によるものであるときは、これによる損害について賠償の責任を負いません。

### 第11条 契約条件の変更

本約款に定めがある場合を除き、本約款の有効期間中、本約款及び契約要項の条件は変更できないものとします。但し、やむを得ない事情がある場合であり、変更の1か月前に申し出て当社と事業者との間で協議の上、合意した場合にはこの限りでないものとします。

### 第12条 反社会的勢力の排除

- 1.当社及び事業者は、それぞれ相手方に対して、次の各号のいずれにも該当しないことを表明・保証し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約します。
  - (1)暴力団、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下、総称して「反社会的勢力」といいます）に属すること
  - (2)反社会的勢力が経営に実質的に関与すること
  - (3)反社会的勢力を利用すること
  - (4)反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をすること
  - (5)反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
  - (6)自ら又は第三者を利用して相手方又は相手方の関係者に対して詐術、暴力的行為、脅迫的行為を行うこと、あるいは、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害すること
  - (7)代表者、役員、実質的に経営権を有する者、責任者等が、前各号のいずれかに該当すること
- 2.当社及び事業者は、相手方が前項各号のいずれかに該当したときは、何らの催告を要せず直ちに個別契約の全部又は一部を解除することができるものとします。
- 3.当社及び事業者は、前項の規定により個別契約を解除した場合には、相手方に損害が生じても何らこれを賠償ないし補償することは要しないが、契約解除を行った当事者に損害が生じたときは、相手方はその損害を賠償するものとします。

### 第13条 準拠法及び合意管轄

本約款及び個別契約に関する紛争が生じた場合、日本法に基づき、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

### 第14条 規定外事項

本約款に定めのない事項又は本約款の解釈に疑義を生じたときは、当社と事業者は協議のうえ、信義誠実の原則に基づいてこれを決定するものとします。

2025年11月4日制定